

平成13年12月19日
平成22年 4月 1日改正
平成28年 4月 1日改正
新潟県環境対策推進本部

新潟県グリーン購入調達方針

1 趣旨

- (1) 地球温暖化問題や廃棄物問題など今日の環境問題は、その原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。
- (2) このような状況を踏まえ、県では、“資源を大切に作る循環型の社会づくり”を目指し、「環境にやさしい新潟県の率先行動計画」の取組項目の一つとして環境にやさしい物品購入を進めている。
- (3) さらに、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が平成13年4月施行され、県は、国に準じて、環境負荷低減を一層着実に推進するため「新潟県グリーン購入調達方針」を定め、平成14年度から環境負荷の少ない物品を優先的に調達する（以下、「グリーン購入」という。）こととする。

2 基本的な考え方

- (1) グリーン購入に当たっては、可能な限り、資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体について環境負荷が相対的に小さいものの調達に努める。
- (2) グリーン購入に当たっては、調達数量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努める。

3 実施範囲

県の各機関におけるすべての所属で実施する。

4 特定調達品目等

- (1) 対象となる特定調達品目及び調達目標は、毎年度定める。
- (2) 特定調達品目に該当する物品を購入する場合は、次のいずれかの物品を購入する。
 - ア 国の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断の基

準等に適合した物品

イ 新潟県カーボン・オフセット制度に基づき発行された新潟県 J-VER 又は新潟県版 J-クレジットを利用した物品

- (3) 特定調達品目に該当しない物品を購入する場合であっても、可能な限り、エコマーク等の環境ラベルや新潟県カーボン・オフセットシンボルマークを参考として環境負荷が少ない物品の選択に努める。

5 推進方法

- (1) この取組は、新潟県環境対策推進本部が推進する。
- (2) 各所属は、「グリーン購入推進員」（物品購入担当係長）を置き、グリーン購入の着実な推進を図るとともに、調達実績を推進本部事務局（環境企画課）に報告する。
- (3) 県が進める「環境にやさしい新潟県の率先行動計画」など環境保全に資する各種取組と連携を図りつつ適切に行う。
- (4) 毎年度の調達目標及び調達実績を公表する。
- (5) この取組は、原則として既決予算で対応する。